

資料2

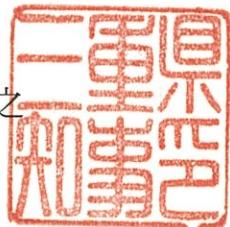
環生第17-153号

三重県環境審議会

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例第26号)の規制のあり方について、貴審議会の意見を求める。

令和6年7月4日

三重県知事 一見勝之



諮詢理由

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しています。条例では、土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行ってきました。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月に施行されました。

このため、土砂等の流出等による災害の未然防止に関して、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があることから、貴審議会に意見を求めるものです。

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について

1 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例について（資料 2－2）

（1）概要

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しました。

条例では、一定規模以上の土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制を行っています。

＜主な規定＞

- ア 汚染された土砂等の埋立て等の禁止
- イ 一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可
 - (ア) 周辺地域の住民への説明会の開催等
 - (イ) 土砂等の埋立て等の許可申請
 - (ウ) 土砂等の搬入開始から完了時までの規制
- ウ 公表、罰則等

（2）許可状況

施行（令和2年4月）から令和6年3月末までで、新規許可件数は69件ありました。

新規許可件数	(件)				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計
新規許可	15	24	17	13	69

2 宅地造成及び特定盛土等規制法について（資料 2－3）

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「法」という。）が令和5年5月に施行されました。

法では、都道府県知事等は、宅地造成等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他の事項に関する調査を行うこととされており、調査結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域を指定することができるとされています。規制区域指定後は、両区域内の一定規模の宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積については許可が必要となります。

県では、現在、規制区域の指定に向けた作業を進めているところです。

3 条例と法の比較について（資料2－4）

条例と法には災害を未然に防止する規定がありますが、条例のみ埋立て等に使用される土壌の汚染状況の基準があります。

4 今後のスケジュール（案）

令和6年7月	環境審議会（諮詢） 専門部会による検討
9月頃	環境審議会（中間案）
10月頃	パブリックコメント等の実施
12月頃	環境審議会（最終案）

令和7年2月 必要に応じて条例改正手続きを行う

三重県土砂等の埋立て等 の規制に関する条例

～令和 2 年 4 月 1 日施行～



【主な規制内容】

- 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等が禁止されました。
- 3000 m²以上かつ高さが1mを超える土砂等の埋立て等を行う場合は、許可を受ける必要があります。



三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

目的

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制度

汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

【説明会の開催等】

許可申請予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

【土砂等の埋立て等の許可申請】

- ・土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000m²以上(かつ高さ1m超える場合)
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の同意

【許可基準】

- ・欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・申請者の資力
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・土砂等の堆積形状等が構造基準に適合
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置 など

土砂等の搬入開始

【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
 - ・土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに、事前の報告が必要
 - ・土砂等発生元証明書(改良土・再生土の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれがないことを証する書類(地歴調査結果書、分析結果証明書等)の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載等
 - ・土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査
 - ・定期的に排水の水質を調査し、結果を報告
- 標識の掲示
- 関係書類の閲覧

【埋立て等の完了時の規制】

- 土砂等の埋立て等の完了等の届出
 - ・土砂等の堆積の形状や水質及び土壤調査の結果報告
- 完了検査
 - ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰則】

- ・土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等
- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告 など

【土砂等搬入禁止区域】

- 人の生命、身体又は財産を害するおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【施行期日】 【経過措置】

- ・令和2年4月1日施行
- ・公布日(R1.12.23)から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が満了するまで

1 土砂等、埋立て等とは

(1) 対象となる土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

土 砂：建設工事等に伴って発生した土、砂及びこれらと礫、砂利等が集まつたもの

改良土：土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をしたもの

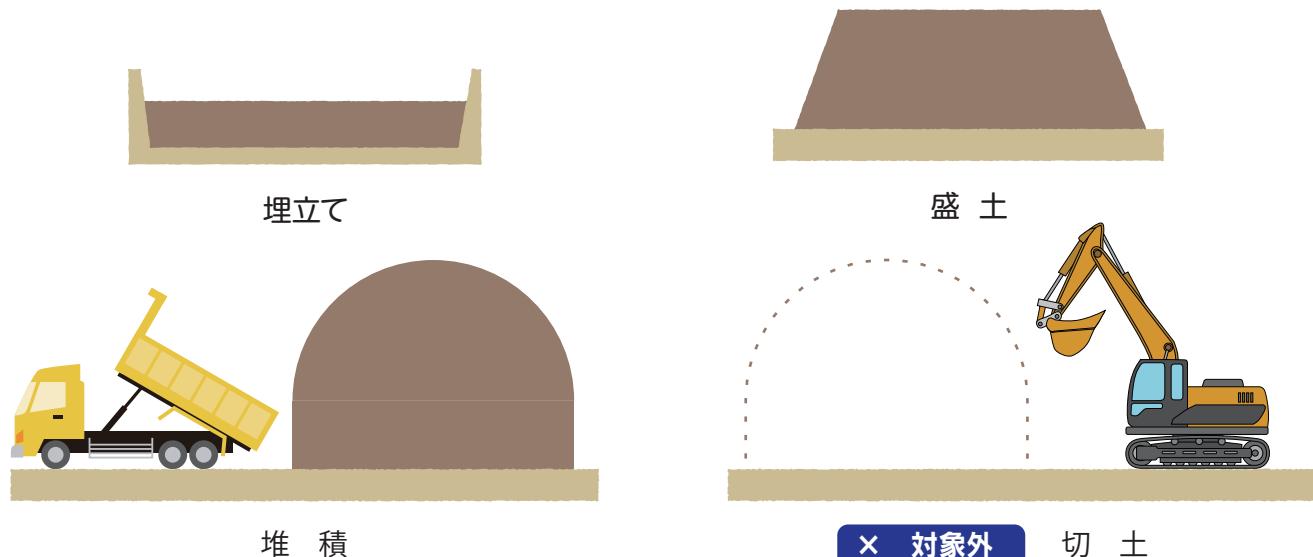
再生土：汚泥(産業廃棄物)の脱水、混練等の処理により生じたものであつて、土砂と同様の形状を有するもの

(2) 対象となる土砂等の埋立て等

埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること（山間部の谷地の埋立てなど）

盛 土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの（農地や宅地の造成など）

堆 積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの（一時保管含む）（ストックヤードなど）



※切土（土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること）は対象外

2 土砂基準に適合しない土砂等での埋立ての禁止等

何人も有害物質で汚染された土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行つてはいけません。※土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれのあるときや確認されたときは、措置命令等の対象になります。



※ 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壤処理施設で行う埋立て等は、適用除外になります。

3 一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

土砂等の埋立て等の面積が 3,000 m²以上、かつその高さが 1 mを超える埋立て等を行おうとする場合は、県の許可が必要になります。

申請から完了（廃止）までの流れ



説明会の開催等^{*1}（許可申請の 30 日前まで）
意見への対応

条例、規則に記載の資料を添付
(埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、土地の所有者の同意書、周辺地域の住民の意見書などを添付)

許可基準^{*2}への適合

土砂等の埋立て等着手届の提出
土砂等の発生場所、汚染のおそれがないことの確認・報告
土砂等管理台帳の作成、標識の掲示 など

水質調査（1回 / 6カ月）の実施、その結果の報告
土砂等の量の報告（4月と10月の年2回）

水質及び土壤調査
完了（廃止）届 → 完了検査



チェックポイント

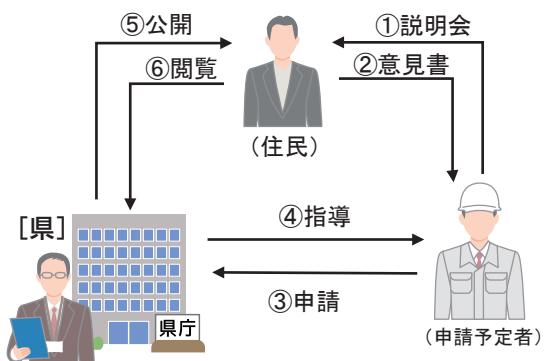
以下の埋立て等の行為については、許可の適用除外となります。

- 事業区域内で発生する土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- 国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等
- 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壤処理施設で行う土砂等の埋立て等
- 採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- その他規則で定める土砂等の埋立て等

など

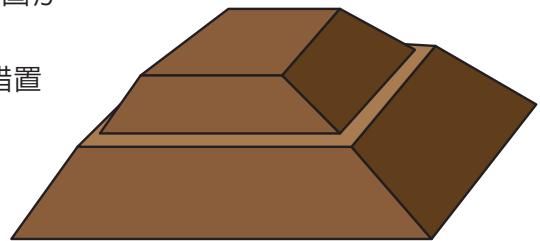
※1 説明会の開催等

- 申請予定者は、許可申請の30日前までに説明会等により、周辺地域の住民に許可申請書の内容を周知する必要があります。
- 周辺地域の住民は、説明のあった内容について意見書の提出により、申請予定者に意見することができます。
- 申請予定者は、説明会の開催の状況、意見書の概要、その意見への対応状況などを記載した書面を作成し、許可申請書とともに県に提出する必要があります。
- 県は、許可申請書やその添付書類などこの条例の規定により、提出のあった書類を一般の閲覧に供します。



※2 許可基準

- 申請者やその役員等が欠格要件（破産者、暴力団員、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者でないこと など）に該当しないこと。
- 申請者が土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 土地の所有者の同意を得ていること。
- 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。
- 土砂等の埋立て等が施工されている間、申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- 埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が構造基準に適合していること。
- 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
- 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。



チェックポイント

●土砂等の搬入にあたっては

許可を受けた区域に土砂等を搬入する場合、許可を受けた者は、搬入前に土砂等の発生場所の確認と汚染のおそれがないことの確認をしたうえで、土砂等発生元証明書、汚染のおそれがないことを証する書類等を添付して、土砂等搬入届を県に提出する必要があります。

【土砂等の搬入前】



土砂等搬入届を提出

(①、②)又は③を添付

【許可を受けた者】

- 土砂等の発生場所の確認
- 汚染のおそれがないことの確認



【土砂等搬入届に添付する書類】

- ①土砂等発生証明書
- ②土地の利用状況調査、土壤の汚染状況の調査結果等
- ③発生元自治体が発行するリサイクル認定書等
(改良土又は再生土である場合)

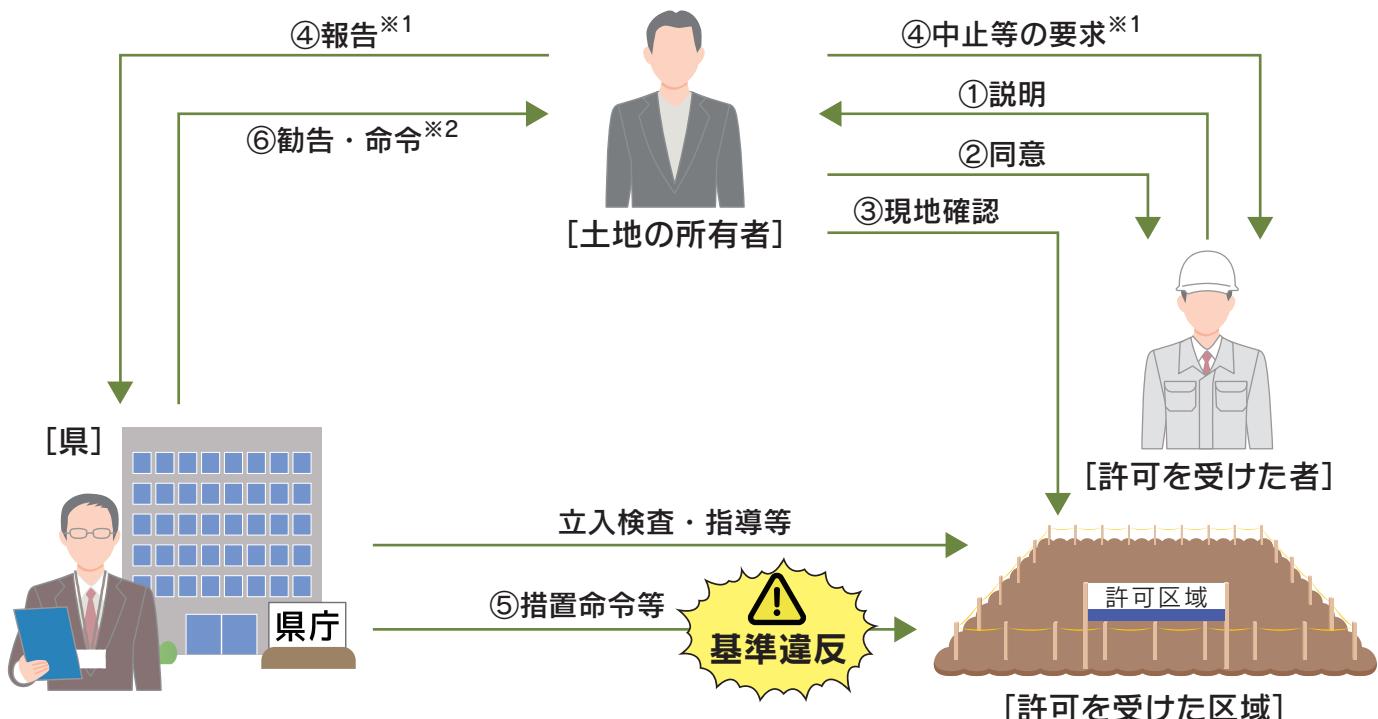
4 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

(1) 土砂等を発生させる者の責務

- 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。
- 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。

(2) 土地の所有者の責務・義務

- 所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- 埋立て等の施工状況を、月に1回以上確認する必要があります。
- 許可の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、県に報告する必要があります。
- これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。



チェックポイント

土砂等を発生させる方は、本条例の許可を受けた区域に土砂等を搬出する前に、許可業者へ土砂等発生元証明書を発行してください。また、「土地の利用状況調査、土壤の汚染状況の調査結果等」や「発生元自治体が発行するリサイクル認定書等」の提示などの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には一定の時間を要しますので、工事に着手する前に余裕をもって作成してください。

Q & A

- Q1** 申請予定者が周辺地域の住民に対して行う説明会等は、どの範囲が周知対象になりますか。
- A1** 周知の範囲は、①埋立て等区域の隣接地の土地所有者、②属する自治会に係る区域の居住者、③災害の防止及び生活環境の措置に関する区域であつて知事が必要と認める区域の居住者等になります。
- Q2** 違反したら罰則はありますか。
- A2** 命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反など、最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑罰が科せられることがあります。
- Q3** 土砂等搬入禁止区域とはどのようなものですか。
- A3** 土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがある場合は、期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域として指定することができます。指定されると何人も土砂等を搬入することができなくなります。
- Q4** 土砂基準はどのような基準値になりますか。
- A4** 土壤汚染対策法に規定される区域の指定基準と同じ基準値としています。

土 砂 基 準

項目	溶出基準	含有量基準
1 クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
2 四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
3 1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	—
4 1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	—
5 1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	—
6 1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
7 ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
8 テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
9 1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	—
10 1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
11 トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
12 ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
13 カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壤1kgにつきカドミウム45mg以下であること
14 六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
15 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
16 水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
17 セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
18 鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
19 硒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
20 ふつ素及びその化合物	検液1Lにつきふつ素0.8mg以下であること	土壤1kgにつきふつ素4,000mg以下であること
21 ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること
22 シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	—
23 チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
24 チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
25 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
26 有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—

なければならない。

(水質調査等)

第二十一条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等の排水の水質調査を行なう。ただし、その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壤汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等が土砂基準とすべきものと認められるとき、生年月日及び住所（法人にあっては、その氏名及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した申請書を提出しなければならない。

第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工されるとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という）に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じるため必要な措置を講じなければならない。

第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域で、公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第二十二条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域に対するため、境界標を設けなければならない。

第二十三条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該許可に係る埋立て等に関するこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は當該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。

第二十四条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し廃止し、又は休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等を休止をした場合であつて、当該休止の期間が二月末満であるときは、この限りでない。

第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を再開したときには、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等を再開し始めた場合の届出を除く（あつたときは、遅滞なく、当該土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

第二十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときには、規則で定めることのできる限りでない。

第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

第九条の許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

第九条の許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

第九条の許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

第九条の許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

第九条の許可に係る土砂等の埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者の前項の規定による命令を受けないと認めるときは、当該許可を受けた者）に對し、その規定期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて

当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第二十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第二十六条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第二十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第二十八条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第二十九条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十一条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十二条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十三条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十四条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十六条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

第三十七条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他の当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なう権原を取得した者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないと

許可の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

当するときは相當の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ぜることができる。

一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。

二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第十五条第一項から今までに該当するに至ったとき。

三 正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行なうものに限る。のいれかに該当するに至つたとき。

四 過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。

五 第十四条第一項第一号イニ、ホ又はヘに該当するに至つたとき。

六 第十四条第一項第一号トカラリマド（同号イ、ニ、ホ又はヘに係る）に限る。

七 第十五条第一項の変更許可を受けなければならない事項を同項三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三項」と読み替えるものとする。

八 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

九 第十八条から第二十二条までの規定に違反したとき。

十 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

十一 前条及びこの項の規定による命令の取消しを受けなければならないとき。

十二 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

十三 第二十四条第一項第一号トカラリマド（同号イ、ニ、ホ又はヘに係る）に限る。

十四 第十五条第一項第一号トカラリマド（同号イ、ニ、ホ又はヘに係る）に限る。

十五 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

十六 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

十七 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

十八 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

十九 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十一 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十二 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十三 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十四 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十五 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十六 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十七 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十八 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二十九 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

三十 第二十二条の規定による命令に違反したとき。

二 土砂等の埋立て等の目的
三 埋立て等区域の位置及び規模

土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所(以下「管理事務所」といふ)の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名

五 埋立て等に使用される土砂等の量

六 土砂等の埋立て等の期間
七 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となるとき(第十四条において「最大堆積時」という)及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

八 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
九 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

十 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うため講ずる措置
十一 土砂等の埋立て等が施工されている間ににおける埋立て等区域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するため講ずる措置

十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

十三 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第五号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項
二 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量

三 土砂等の埋立て等の期間
四 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

六 前二項の申請書には、第十一条第一項の同意を得たことを証する書面、前項第一号の申請書には、第十一条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

七 第九条の許可を受けようとする者は、第一項第七号又は第二項第三号に掲げる期間について、三年を超えて申請することができない。(市町長の意見の聴取)

八 第十三条 知事は、第九条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地からの当該市町の長の意見を聽かなければならぬ。

九 第九条の許可を受けようとする者は、第一項第七号又は第二項第三号に掲げる期間について、三年を超えて申請することができない。(市町長の意見の聴取)

十 第十三条 知事は、第九条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地からの当該市町の長の意見を聽かなければならぬ。

十一 第十九条の許可を受けた者は、当該許可を受けると同時に、当該許可による処分による義務を履行した者を除く。)(同項第三号及び第四号に係る部分を除く。)

十二 第二十一条第一項(同項第三号及び第四号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該許可を受けると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと)。

十三 第二十六条又は第二十七条第一項の規定に基づく処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十四 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十五 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十六 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十七 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十八 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

十九 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による処分(許可の許可の基準等)、第十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならないこと。

を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む(以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの(以下この号において同じ。)を含む。

二 この条例(净化槽法昭和五八年法律第四十五条第三号)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

四 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

五 前項第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

六 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

七 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

八 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

九 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十一 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十二 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十三 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十四 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十五 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十六 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十七 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十八 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十九 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十一 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十二 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十三 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十四 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十五 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

三 変更許可についての理由

四 前項の申請書には、第十条第二項の同意を得たことを証する書面、第十七条号(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項)を除く。の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

五 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

六 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

七 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

八 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

九 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十一 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十二 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十三 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十四 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十五 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十六 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十七 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十八 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

十九 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十一 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十二 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十三 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十四 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二十五 前項の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と読み替えるものとする。

二重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例全文

第一章 総則

(目的)

第二条 この条例は、土砂等の埋立て等に関するものとし、県、土砂等の埋立て等を行なう者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もつて土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第三号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十

三号)第十六条第一項に規定する汚染土壤を除く。

二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。

三 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物(建設工事に伴つて発生した汚泥その他規則で定めるものに限る)の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状を有するものをいう。

四 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。

五 土砂等を埋立て等を行う土地の区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。

六 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつて、その建設工事に伴つて土砂等を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

(県の責務) 第三条 県は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないよう必要な施策を推進するものとする。

二 土砂等の埋立て等を行なう者は、その実施に当たつては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

第五条 建設工事の発注者は、その事業活動に伴つて土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

二 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務) 第六条 土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第二章 土砂基準

第七条 埋立て等に使用される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

(第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行はねならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等についてはこの限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十

三号)第十六条第一項に規定する汚染土壤を除く。

二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。

三 再生土 廃棄物の処理による変更の許可若しくは同法第九

条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第十五条第一項の規定による許可若しくは同法第十五

条の三の二の六第一項の規定による変更の許可若しくは同法第十九

条の三第一項の規定による変更の許可又は同法第二十二条第一項の規定による変更の許可又は同法第十九

条において行う土砂等の埋立て等

四 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等(前項ただし書に該

二 土壤汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第十九

条において行う土砂等の埋立て等

五 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等(前項ただし書に該

二 土壤汚染対策法第二十二条第一項の規定による変更の許可又は同法第十九

条において行う土砂等の埋立て等

六 知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等(前項ただし書に該

二 土壤汚染対策法第二十二条第一項の規定による変更の許可又は同法第十九

条において行う土砂等の埋立て等

(第四章 土砂等の埋立て等の許可等)

(土砂等の埋立て等の許可)

第十一条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十二条 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等の埋立て等

六 土砂等の埋立て等の埋立て等

七 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等の埋立て等

八 同様の災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

(土地の所有者の同意)

第十条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号から第四号まで掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号まで掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十三条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十四条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十五条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十六条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十七条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十八条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第十九条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第二十条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第二十一条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

第二十二条 前条の許可の申請をしようとする者は、(申請予定者)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

■ 許可申請等の手数料

許可申請等に係る手数料は次のとあります。

新規許可	変更許可	承継承認
68,000円	42,000円	42,000円

■ お問い合わせ先

許可の手続や土砂等の搬入についてのご相談は、以下の連絡先にお願いします。

事務所名等	所在地	連絡先	所管区域
桑名地域防災総合事務所環境室	桑名市中央町5-71	0594-24-3624	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所環境室	四日市市新正4-21-5	059-352-0593	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所環境室	鈴鹿市西条5-117	059-382-8675	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所環境室	津市桜橋3-446-34	059-223-5083	津市
松阪地域防災総合事務所環境室	松阪市高町138	0598-50-0530	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所環境室	伊賀市四十九町2802	0595-24-8078	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局環境室	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北地域活性化局環境室	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局環境室	熊野市井戸町371	0597-89-6937	熊野市、御浜町、紀宝町

三重県環境生活部 大気・水環境課

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL : 059-224-2382

FAX : 059-229-1016

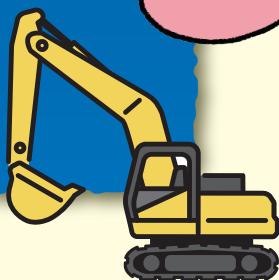
ホームページ「三重の環境」

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtml>

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が 令和5年 5月26日に施行され、
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等^{*}による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための
取り組みが始まります。

新たな法律の概要



規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる
エリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、
土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を
全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、
切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積に
ついても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ
都道府県知事等^{*}の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への
事前周知(説明会の開催等)が必要です。

*「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、
土地所有者等^{*}が常に安全な状態に維持する必要があります。
原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に
に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

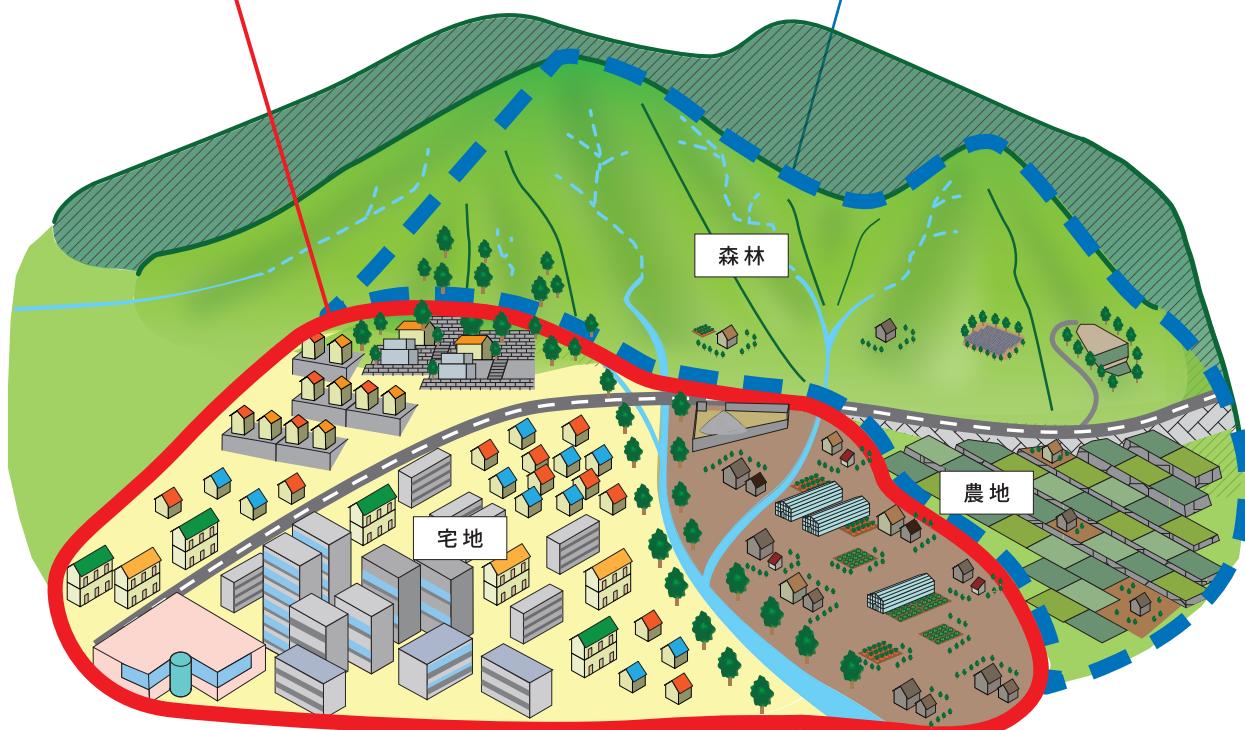
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

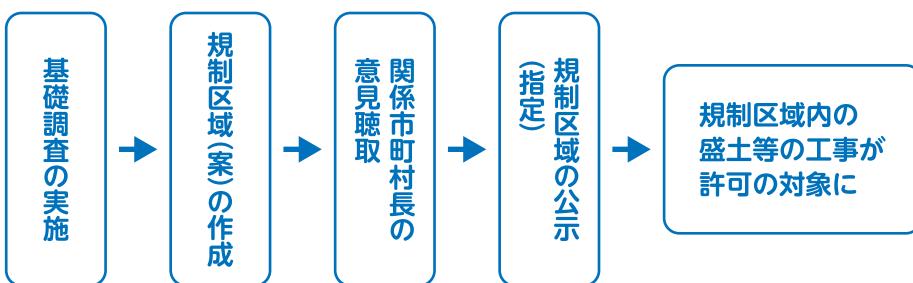


規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

*宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

*特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。

*都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

(適用除外)

▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

規制条件の
確認を!



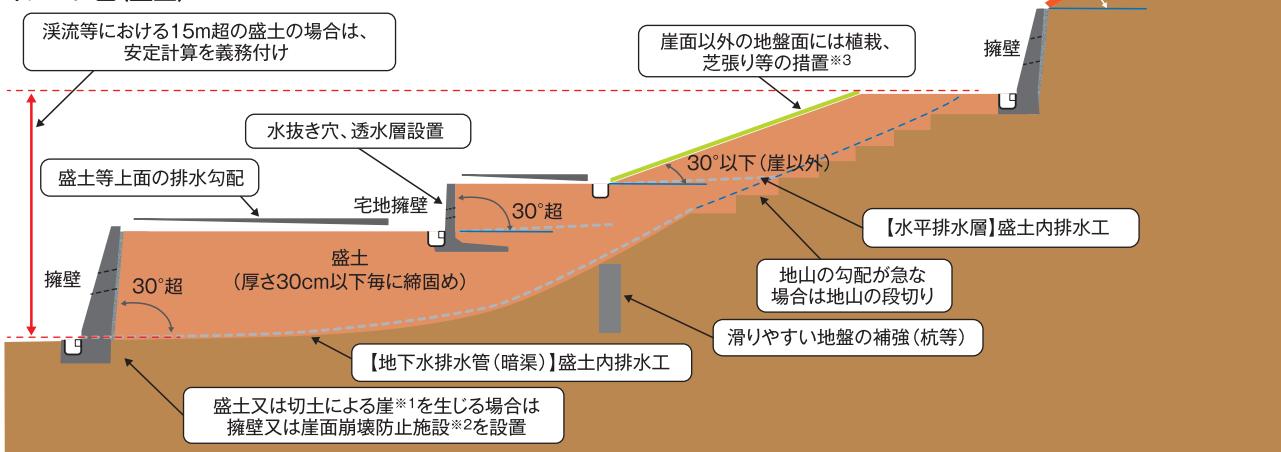
注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制対象の技術的基準

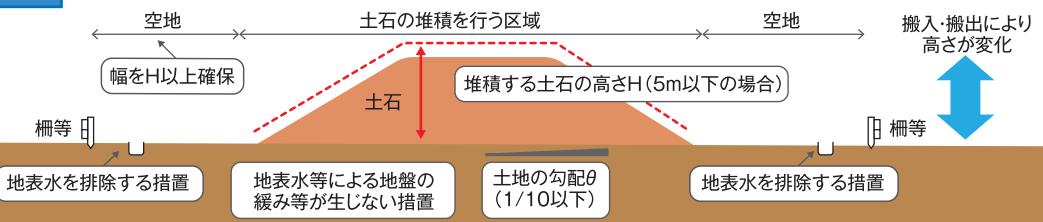
土地の形質の変更(盛土・切土)

イメージ図(盛土)



一時的な土石の堆積

イメージ図



許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

③ 工事着手

●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告^{※1}

工事の施工状況について、3ヶ月^{※2}ごとに報告

●中間検査^{※1}

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※1 一定規模以上の盛土等が対象です。

※2 各都道府県等の条例により期間が短くなっている場合があります。

注意

規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可是不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500m ² 超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000m ² 超 (①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の一時的な堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500m ² 超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000m ² 超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の一時的な堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 ②堆積の面積500m ² 超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	—	許可対象すべて

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管理責任	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監督処分	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください!

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。





盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。

ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトで確認することができます。



Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。



Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください!

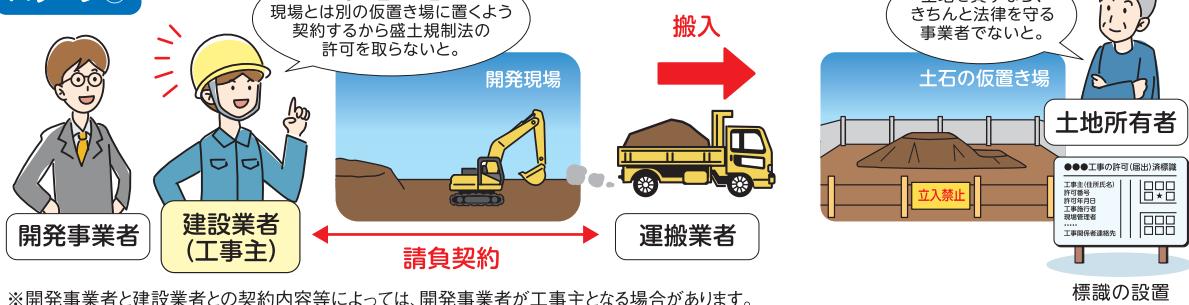
盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主※が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

※宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

パターン①

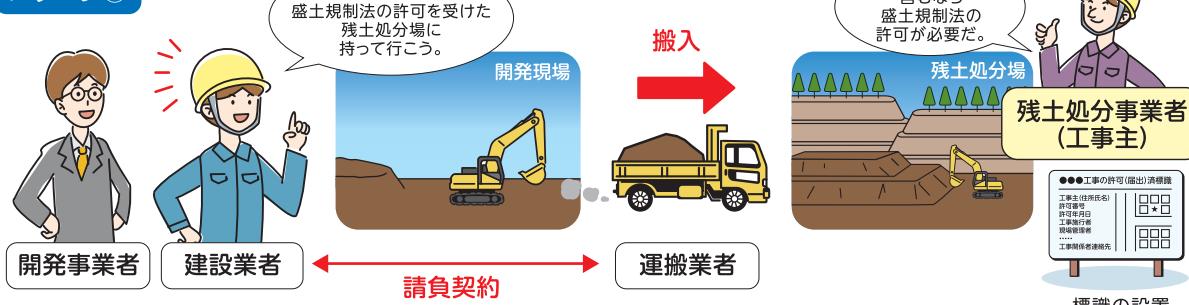


パターン②



※開発事業者と建設業者との契約内容等によっては、開発事業者が工事主となる場合があります。

パターン③



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

国土交通省



農林水産省



林野庁



条例と法の比較

		三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法																								
目的	土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全		崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止																								
規制区域	県内全域		宅地造成等工事規制区域(宅造区域) 特定盛土等規制区域（特盛区域）																								
許可が必要な規模	<p>土砂等の埋立て等の面積が $3,000\text{ m}^2$ 以上かつ高さ 1m 超</p> <p><埋立て></p> <ul style="list-style-type: none"> ●山間部の谷地の埋立て等 <p><盛土></p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地や宅地の造成等 <p><堆積(一時保管含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ストックヤード 等 	<p>赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域 (左側の数値) (右側の数値)</p> <p><土地の形質の変更(盛土・切土)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>●宅地を造成するための盛土・切土</th> <th>●残土処分場における盛土・切土</th> <th>●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td> <td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</td> </tr> <tr> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m^2超 $3,000\text{m}^2$超 となるもの(①～④を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。</p> <p><一時的な土石の堆積></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>●土石のストックヤードにおける仮置き 等</th> <th>⑦最大時に堆積する面積が 500m^2超 $3,000\text{m}^2$超 となるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m^2超 $1,500\text{m}^2$超 となるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要件	●宅地を造成するための盛土・切土	●残土処分場における盛土・切土	●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等	イメージ図				①盛土で高さが 1m 超 2m 超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m 超 5m 超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m^2 超 $3,000\text{m}^2$ 超 となるもの(①～④を除く)				要件	●土石のストックヤードにおける仮置き 等	⑦最大時に堆積する面積が 500m^2 超 $3,000\text{m}^2$ 超 となるもの	イメージ図			⑥最大時に堆積する高さが 2m 超 5m 超 かつ面積が 300m^2 超 $1,500\text{m}^2$ 超 となるもの		
要件	●宅地を造成するための盛土・切土	●残土処分場における盛土・切土	●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等																								
イメージ図																											
①盛土で高さが 1m 超 2m 超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m 超 5m 超 となるもの(①、③を除く)																								
⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m^2 超 $3,000\text{m}^2$ 超 となるもの(①～④を除く)																											
要件	●土石のストックヤードにおける仮置き 等	⑦最大時に堆積する面積が 500m^2 超 $3,000\text{m}^2$ 超 となるもの																									
イメージ図																											
⑥最大時に堆積する高さが 2m 超 5m 超 かつ面積が 300m^2 超 $1,500\text{m}^2$ 超 となるもの																											
土砂基準 (土壤の汚染)	埋立て等に使用される土砂が土壤の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準あり																										
許可の適用除外	事業内の発生土等の埋立て等、 廃棄物処理法、土壤汚染対策法ほか		鉱山保安法、砂利採取法、 廃棄物処理法、土壤汚染対策法ほか																								